奈良県児童虐待防止アクションプラン 令和3年度取組実績調査票

項 目	実施主体	担当課	具体的行動	令和3年度 取組内容	令和3年度 実績
(施策の柱Ⅰ) 虐待の実態把握と要因分析					
1 児童虐待の実態等の検証					
① 虐待相談の実態等の把握	県	こども家庭課	虐待相談対応の統計分析	・ 県及び市町村の児童虐待相談対応件数とその内訳等の統計データの集 計・分析	○前年度の児童虐待相談の対応件数について、虐待の種類、主な虐待者、被虐待 児の年齢、虐待通告の経路について集計・分析を実施。
	県		虐待相談の実態調査と虐待要因分析	・統計データの集計・分析により得られた情報を県内の各市町村要対協調整 機関に周知	
② 重症事例等の把握と検証	県	こども家庭課	こども家庭相談センターが対応する重症事例の検証	・センターが対応した重症事例について対応内容等を検証し審議会に報告	○平成30年9月に発生した児童虐待死亡事例の検証結果報告書を活用し、市町村の代表者会議等で研修を実施。
2 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し					
①支援が長期化している事例の実態把握	県	こども家庭課	支援が長期化している事例の実態調査を実施 (2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの事例)	・市町村が「主担当として2年以上在宅支援し、個別ケース検討会議が実施されていない児童虐待ケース」の実態調査を実施	○24市町村において該当ケースあり(計872件)。 (身体的虐194件、ネグレクト353件、性的虐待4件、心理的虐待321件) うち児童の意向確認ができていないケース数(計109件)
3 検証結果報告書の活用状況の把握					
①検証結果報告書の提言内容に関する取組の進捗状況の把握	県	こども家庭課	検証結果報告書の提言内容に関する取組の進捗状況調査を実施	・市町村における奈良県「児童虐待重症事例等検証結果報告書」の活用状 沢調査を実施	○検証報告書における各提言内容について何らかの取組を行っている市町村 32 市町村。
(施策の柱Ⅱ) 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり					
1 地域における見守り活動の強化					
①地域における子育て支援の充実	県 (市町村支援)	女性活躍推進課	県内大学等と連携した子育て支援	なら子育て大学」の実施	子育て中の親子及び子育て支援者対象に実施。「なら子育て大学」3講座。「出張なら 子育て大学」3講座・参加者57名
	県 (市町村支援)	女性活躍推進課	地域の多様な主体による子育て支援・応援の取組促進	・子育てのサポートを受けたい人が、地域の人の援助を受けられる「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」の充実支援	16市町村、16箇所で実施
	県 (市町村支援)		企業の社会貢献としての子育て応援の取組促進	・県・市町村・企業が連携し、地域で赤ちゃんの誕生を祝福する取組「子育て応援『つながる箱』プレゼント事業」等企業の取組を促進	「つながる箱」プレゼント訪問等対応件数 2,529件
				・ 協賛店舗が料金割引などのサービスを提供する「なら子育て応援団」の取組 を全国共通で展開	なら子育て応援団登録団員数 805団体(1,735店舗)
				・「なら子育て応援団」メールマガジンを通じた県内の親子イベント情報の周知	メールマガジン登録者数21,165名
②民生委員・児童委員活動の強化	市町村	こども家庭課	児童虐待対応における民生・児童委員との連携強化	・乳児家庭全戸訪問事業など地域の見守り活動における民生・児童委員の協力	○市町村が地域の見守り活動において民生・児童委員と連携 27市町村。○乳児家庭全戸訪問事業における民生・児童委員との連携 15市町村。○児童虐待防止に向けた啓発活動における民生・児童委員との連携 16市町村。○その他の活動への民生・児童委員の協力 9市町村。
	県 (市町村支援)	こども家庭課	民生・児童委員の虐待に対する理解・対応力の向上	・児童福祉専門講座(地域における児童虐待対応向上研修)の開催	○児童福祉専門援助講座を1回開催し、60名の民生・児童委員が参加。
2 啓発活動の推進					
①地域で子育て家庭を見守る意識の醸成	県	女性活躍推進課	団体・企業等との連携による啓発促進	・「奈良県こども・子育て応援県民会議」関係団体等と協働した取組周知	奈良県こども・子育て応援県民会議 令和3年11月2日開催
②オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発	県·市町村	こども家庭課	県・市町村合同によるオレンジリボンキャンペーンの実施	・県・市町村における統一したオレンジリボンキャンペーン活動の実施	○11月1日に「児童虐待防止推進月間」県内一斉街頭キャンペーンを実施。
	市町村	こども家庭課	効果的な啓発活動の推進	・広報誌やホームページ等のメディア媒体を活用した啓発活動や、住民向け イベント等の機会を活用した啓発活動の実施	○32市町村が効果的な啓発の取組を実施。
	 E	こども家庭課	市町村が実施する啓発活動への支援	・ 啓発活動グッズの作成(リーフレット・オレンジリボン等)	○民間団体「きずな」等の協力を得て、オレンジリボン(約20,000個)を作成。
	(市町村支援)				ティッシュ等の他の啓発グッズを含めて市町村に提供。
	県	こども家庭課	効果的な啓発活動の推進	・広報誌やホームページを活用した啓発活動の実施	○「県民だより](11)月号に児童虐待防止の啓発のための記事を掲載。 ○児童虐待の啓発に関するLINE配信の実施。
				・イベント等を活用した啓発活動の実施 ・近畿府県と共同広報の実施	○県民向けイベント(3か所)において啓発物品の配布等による啓発活動実施。 ○児童虐待防止の啓発を図るポスターを県内の主要駅に掲示。
③ 若年者を対象とした啓発活動の推進	県	こども家庭課	若年者を対象とした啓発活動の推進	・これから親になる若年者向けの啓発活動の実施	○県内教育機関(教育委員会8市、大学16カ所)において、啓発活動を実施。
			「体罰等によらないゆったり子育て」啓発活動の推進(新)	新県民向け啓発及び県民・子育て関係団体等向けセミナーの実施	・なら子育て応援団員(約1,700店舗)にゆったり子育て応援(体罰防止)ステッカー等
④「体罰によらない子育て」に関する広報・啓発(新)	県	女性活躍推進課	!		を配布 ・奈良県こども・子育て応援県民会議委員に対し、啓発協力を依頼 ・子育て応援フォーラム~体罰によらない子育てで子どもの健やかな育みを~ 令 和4年2月13日開催
⑤ 登録里親数及びファミリーホーム設置数向上のための啓発 活動の推進	県	こども家庭課	里親及びファミリーホームに関する制度や現状の理解を周知する啓 発活動の推進 等	・ 啓発活動の実施	○県内の大型商業施設(イオン)に里親啓発ポスターを掲示。 ○里親月間中、駅前(4カ所)で街頭啓発用の配布物(チラシ及びウェットティッシュ) を配布。

項目	実施主体	担当課	具体的行動	令和3年度 取組内容	令和3年度 実績
(施策の柱 Ⅲ) 虐待の予防と早期の対応					
1 母子保健活動との連携強化			Dフ焼皮で振奏はは)ないよりウ皮の小海畑担し土板	りつぬまで振みは叶)さいは7月焼む 吐支症放き咀嚼(毛)さいだね デセン	○○○→
①妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援	市町村	健康推進課	母子健康手帳交付時における家庭の状況把握と支援	・妊娠届出時に育児不安等のアセスメントを実施、支援を必要とする妊婦・特 定妊婦への個別支援を実施	○母子健康手帳交付時に妊婦に対し、保健師等専門職が面接を実施。実施率は90.7%(転入妊婦88.0%) ○妊娠届出時のアセスメント実施率は92.1%(転入妊婦89.7%)。支援が必要となった妊婦の割合は、22.8%(転入妊婦20.0%)。支援が必要となった妊婦に対しては、妊娠中の訪問、面接相談、母子保健事業でのフォローなどを実施。
	市町村	健康推進課	妊娠期・産後の悩みに対応した保健事業の推進	・妊娠期からの不安、悩みに対する個別相談の実施	○妊娠届出時の個別相談、妊婦訪問を実施。妊婦の訪問は実人員141件、延べ人員298件。産婦の訪問は、実人員5454件、延べ人員5880件。妊婦の保健指導実施件数は実人員5961件、延べ人員6445件、産婦の保健指導実施件数は実人員3189件、延べ人員3759件
				・産後の悩みに対応した妊娠期の両親プログラムの活用	○産後の悩みに対応した両親教育等を実施している市町村は18市町村。県プログラムを活用している市町村は11市町村。
				・妊娠届出時の個別相談、妊娠中の家庭訪問を実施・乳幼児健診時に保護者の不安、悩みに対して個別相談を実施	
	市町村	健康推進課	乳幼児健診における子ども・家庭の状況把握と支援		○集団健診終了後には、カンファレンスを実施し支援の必要なケースについては関係機関と連携しながら個別支援および集団支援を実施。
	市町村	健康推進課	乳幼児健診・教室等保健事業における支援の必要なこども・家庭の 把握と支援		○乳幼児健康診査未受診児に対し、家庭訪問や面接、保育所等との連携を通じて児の状況の現認を実施。現認率は3~5ヶ月児健康診査91.3%、1歳6ヶ月児健康診査97.0%。3歳児健康診査93.3%。
				・要対協等地域のネットワークを活用した見守り	○児童福祉分野や要対協等と情報共有や役割分担を行い、連携を密にし個別支援 を実施。
	県 (市町村支援)	健康推進課	市町村母子保健対策への支援、連携・調整	・乳幼児健康診査データによる分析・評価の実施	○保健所において、母子保健推進会議を計1回書面開催。(新型コロナ感染拡大のため中止した保健所あり)。母子保健事業実施状況、乳幼児健診の実施状況と子育て支援の必要性、管内出生数・出生率に関するテーマをとりあげ協議を実施。
				・母子保健推進会議を活用した市町村の取組み課題への対応、市町村連携・母子保健運営協議会における母子保健対策の検討、評価の実施	○母子保健運営協議会を書面開催し、県における母子保健対策の検討・評価を実 施。
				・ 妊娠出産包括支援事業、子育て世代包括支援センター設置運営にむけて 研修・会議の開催	
	県 (市町村支援)	健康推進課	母子保健担当者の虐待予防のためのケース支援能力の向上		○母子保健担当者研修会の実施(WEB会議) 東海・北陸・近畿ブロック母子保健研修会(厚生労働省委託事業) 講演①「プレコンセプションケアとは」講演②「妊娠期から切れ目ない支援に向けて〜 スマイル相談対応ハンドブックを活用して〜」シンポジウム「妊娠期から子育て期まで の切れ目ない支援について考える」 情報提供「「マルトリートメント(マルトリ)が脳に与
			上海な通じたナ州の健康支援空口の改及(田寿期。は勃期。) 東京通じたナ州の健康支援空口の改及(田寿期。) 東京通じたナ州の健康支援空口の改及(田寿期。)	・保健所における女性健康支援センター事業による面接・電話相談の実施	○女性健康支援センター事業における思春期・成熟期の面接・電話相談件数 6件
	県	健康推進課	期)		○女性健康又後ピングー事業における心体期・成然期の面接·电面相談件数 0件
	市町村	健康推進課	出産家庭への子育て情報の提供	・保健師等による新生児訪問時に子育て情報や相談窓口に関する情報提供	○新生児訪問時に市町村において母子保健事業や子育て支援情報を提供○子育て世代包括支援センターで情報を提供
	市町村	健康推進課	子育て世代包括支援センターの設置推進	・子育て世代包括支援センター未設置の町村に対し、地域特性に応じた妊娠・出産包括支援事業を推進するための支援を実施・妊娠出産包括支援事業にかかる事業実施要綱・次年度予算説明	○子育て世代包括支援センターの充実に向けて市町村アンケートを実施 ○母子保健コーディネータースキルアップ研修(新型コロナ感染拡大のため中止
		こども家庭課	予期しない妊娠や思いがけない妊娠相談への対応力向上研修の実施	・母子保健コーディネータースキルアップ研修の実施・予期しない妊娠や思いがけない妊娠等に悩む女性や家族への相談支援の対応力向上を図る研修を実施	○母子保健コーディネータースキルアップ研修(新型コロナ感染拡大のため中止) ○一般社団法人「全国妊娠SOSネットワーク」に業務委託し研修を実施。 延べ92名参加。
②医療機関と連携した支援	市町村	健康推進課	市町村における母子保健と医療機関との連携	強化	○妊娠届出時のアセスメントにより支援が必要となった妊婦1768人(22.8%)、転入妊婦139人(20.0%)、特定妊婦174人(2.2%)、転入妊婦23人(33.2%)。産科医療機関との連携として情報提供書153件、カンファレンス17件、その他117件。 ○保健所において産科医療機関等との連携会議。(新型コロナ感染拡大のため中
				・母子保健事業を通じた医療機関との連携強化	止)
		健康推進課	県全体における母子保健と医療機関との連携の推進	・連携強化のための医療関係者への研修	○市町村母子保健担当者と産科医療機関従事者を対象に保健所において研修会や
	県 (市町村支援)			・母子保健、産科医療機関等連携会議の開催・母子保健運営協議会の開催	会議の中止。(新型コロナ感染拡大による中止) 〇母子保健運営協議会において、思春期~周産期~小児期までの県の現状および
					課題など母子保健対策を検討した。
2 子育て支援の充実					○74
①養育力を高めるための子育てプログラムの推進	市町村	こども家庭課	ペアレント・トレーニングを活用した保護者支援	・保護者向けペアレント・トレーニング講座の開催・個別相談援助等へのペアレント・トレーニングの活用	○延べ15市町が保護者向けペアレント・トレーニングの講座を実施。
	市町村	健康推進課	妊娠期の両親教室プログラムによる家庭への支援	・産後の悩みに対応した妊娠期の両親プログラムの実施【再掲】	○産後の悩みに対応した両親教育等を実施している市町村は18市町村。 県プログラムを活用している市町村は11市町村。
		こども家庭課	市町村におけるペアレント・トレーニング普及の推進	・保護者向けペアレント・トレーニング講座の開催	○市町村にペアレント・トレーニングの実施に向けた指導・助言を行う。

項 目	実施主体 担当課	具体的行動	令和3年度 取組内容	令和3年度 実績
② 学校における予防教育の推進	人権•地域教育調	中学校・高等学校における児童虐待予防のための教育の推進	・中学校及び高等学校における児童虐待防止に係る教材等を活用した授業の実施	中学校及び高等学校における児童虐待防止に係る教材等を掲載した人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用
	県 教育研究所		・高等学校において教材等を活用した授業を実施	各高等学校生徒指導担当教員に対して、児童虐待防止に係る取組を啓発した。
	県 (市町村支援) 健康推進課	思春期保健対策としての健康教育の推進	・市町村が実施する小・中学校の思春期健康教育への保健所の支援	○実績なし(新型コロナウイルスによるBCPの中止)
③ 若年者を対象とした啓発活動の推進 【再掲】	県 こども家庭課	若年者を対象とした啓発活動の推進	・これから親になる若年者向けの啓発活動の実施	○県内教育機関(教育委員会8市、大学16カ所)において、啓発活動を実施。
④ 子育て支援事業の充実	県 (市町村支援) 女性活躍推進調	市町村の子育て相談支援体制の強化	・地域の身近な場所で、親子が交流し、子育て相談が気軽に行える「地域子育て支援拠点事業」の設置促進と従事者のスキルアップの実施	29市町村、73箇所で実施
				28市町村、45箇所で実施
	市町村 こども家庭課	ショートステイ、一時預かり事業の推進	・児童養護施設や保育所等を活用したショートステイ、一時預かり事業の拡大 レ周知	○31市町村がショートステイ実施。 ○32市町村が一時預かり事業を実施。
	県 女性活躍推進講	男女が互いに尊重し合い喜びをわかちあう子育ての推進	・企業や地域と連携した父親の子育て参画の促進	なら女性活躍推進倶楽部第7回異業種交流会において、企業向けセミナーの開催 (令和3年8月25日)
⑤ 訪問型(アウトリーチ) 子育て家庭支援の推進	市町村 こども家庭課	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の充実	・乳児家庭全戸訪問事業の効果的な実施	○39市町村が乳児家庭全戸訪問事業を実施。
			・ 養育支援訪問事業の効果的な実施	○34市町村が養育支援訪問事業を実施。
			・訪問支援で活用するための「子育て応援家庭訪問プログラム」ガイドブックを 活用	○子育て支援プログラム普及事業にて「家庭訪問員養成」研修を実施し、ガイドブック の活用を促す。
(7	県 (市町村支援) こども家庭課	市町村の取組の支援	・家庭訪問員を対象に、実践的な訪問支援に必要なスキルを習得する研修会を実施 ・訪問支援で活用するため県で作成したプログラムの概要を説明し内容を周知	○子育て支援プログラム普及事業にて「家庭訪問員養成」研修(2日間)を実施し、参加市町村職員にプログラム概要を周知し、各市町村での活用を依頼。
⑥地域における子育て支援の充実【再掲】	県 (市町村支援) 女性活躍推進 課	県内大学等と連携した子育て支援	・県内の保育士養成課程を有する大学と連携した「なら子育て大学」・「出張・なら子育て大学」の実施	子育て中の親子及び子育て支援者対象に実施。「なら子育て大学」3講座。「出張なら子育て大学」3講座・参加者57名
	県 (市町村支援) 女性活躍推進 課	地域の多様な主体による子育て支援・応援の取組促進	・子育てのサポートを受けたい人が、地域の人の援助を受けられる「子育て 援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」の充実支援	16市町村、16箇所で実施
	県 (市町村支援) 女性活躍推進 課	久安の社会会群は イのマダイに投の限知は体	・県・市町村・企業が連携し、地域で赤ちゃんの誕生を祝福する取組「子育て応援『つながる箱』プレゼント事業」等企業の取組を促進	
			組を全国共通で展開	なら子育て応援団登録団員数 805団体(1,735店舗)
			・「なら子育て応援団」メールマガジンを通じた県内の親子イベント情報の周 知	メールマガジン登録者数21,165名
⑦民生委員・児童委員活動の強化【再掲】	市町村 こども家庭課	児童虐待対応における民生・児童委員との連携強化	・乳児家庭全戸訪問事業など地域の見守り活動における民生・児童委員の協力	○27市町村が民生・児童委員と協力して、乳児家庭全戸訪問事業など地域の見守り 活動を実施
	県 (市町村支援) こども家庭課	民生・児童委員の虐待に対する理解・対応力の向上	・児童福祉専門講座(地域における児童虐待対応向上研修)の開催	児童福祉専門講座(地域における児童虐待対応向上研修)を開催し、60名の民生・ 児童委員が参加。
3 虐待通報対応の充実・強化				
① 県と市町村のリスクアセスメントの共有化	市町村 こども家庭課	要対協におけるリスクアセスメントの周知徹底	・要対協実務マニュアル等による要対協関係者を対象とした研修の実施	○要対協構成機関職員(21市町村)を対象とした研修を実施。
	県 (本町は本授) こども家庭課	県と市町村のリスクアセスメントの共通化	・要対協実務マニュアル活用研修の実施	○要対協構成機関職員(21市町村)を対象とした研修を実施。
② 通報受理時の情報の共通化	(市町村支援) こども家庭課	事例情報の共通化等	・県と市町村における事例情報の共通化	○平成30年9月に県内で発生した死亡事例にかかる検証で明らかにされた課題等を 代表者会議等で説明。
4 要保護児童対策地域協議会の充実·強化				
①要保護児童対策地域協議会の活性化	市町村 こども家庭課	要対協の機能強化	・ 要対協職員向け研修の実施	○11市町が要対協構成機関職員を対象とした研修を実施。
	県 (市町村支援) こども家庭課	 亜対塩の効果的運営への支援	・市町村要対協関係機関へのスーパーアドバイスチームの派遣	○市町村要対協調整機関の依頼に基づき、3市町に対してアドバイザーを派遣。
	県 (市町村支援) こども家庭課	こども家庭相談センターと市町村要対協との連携強化	・各こども家庭相談センター管轄ごとの地域ネットワーク会議の開催	○高田こども家庭相談センター管轄ごとに各1回の地域ネットワーク会議を開催。 ※中央こども家庭相談センター管轄の会議については新型コロナウィルス感染拡大 防止のため中止。

項目	実施主体	担当課	具体的行動	令和3年度 取組内容	令和3年度 実績
施策の柱 Ⅳ) 虐待を受けた子どものケアと家庭へのま	支援				
1 一時保護の機能充実					
①一時保護所の機能の充実	県	こども家庭課	一時保護所における支援内容の充実	・学習指導の充実(学習指導員の配置)・個別支援の充実(個別対応職員の配置)・ペアレントトレーニングや社会スキル訓練プログラムを活用した児童へのグループワークの実施	○学習指導員を1名配置し、一時保護中の学齢児童への学習指導を実施。○個別対応職員1名を配置。○一時保護所入所児童に対して、社会スキル訓練プログラムを活用したグループワークを
				・歯科医師及び歯科衛生士による歯科保健指導の実施 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施	○歯科医師及び歯科衛生士による歯科保健指導を6回、延べ62名の児童に実施。 ○新型コロナウイルス対策として、マスクの着用、こまめな手洗いと消毒、食事時は児童間の距離を空ける等の取り組みを行った。
2 社会的養護における体制の充実					
①都道府県社会的養育推進計画の推進(新)	県	こども家庭課	奈良県社会的養育推進計画の推進(新)	新推進計画に基づいた取組の実施状況の把握	○平成28年度の児童福祉法改正により、「家庭養育優先原則」が明記されたことにより、児童相談所においても援助方針会議で社会的養育を検討する際には、里親委託を第一選択肢として検討している。 ○R3年度里親委託率は21.2%。R6年度に25%、R11年度34%を目指す。
	県	こども家庭課	特別養子縁組の推進	新民間特別養子縁組あっせん機関等との連携の検討	○医療と福祉が連携し、早い段階で里親委託、特別養子縁組につなぐ支援体制の構築に向け、里親・養子縁組推進連絡会議を令和3年11月15日に開催。
				・養子縁組里親への里親委託の推進	○R3実績:0人
②里親委託・里親支援推進のためのフォスタリング機能強化	 	こども家庭課	児童養護施設における里親支援専門員の配置の推進	・児童養護施設における里親支援専門員の配置	○2カ所の児童養護施設(飛鳥学院、天理養徳院)に各1名配置。
			里親制度の普及啓発	・里親に関する理解を深め、里親登録希望者を増やすための啓発の実施	○里親制度説明会の実施(個別で開催。延べ44名に実施)。○県及び市町村の広報誌に里親啓発記事を掲載。○県内の大型商業施設に里親啓発ポスターを掲載。○里親月間中に駅前(4カ所)にて里親啓発物品を配布。
		こども家庭課	児童を委託している里親等を育成するための研修の実施	・里親対象の研修の実施(基礎研修、認定前研修、里親研修等)	○里親基礎研修(1回)、認定前研修(1回)、延べ76名参加。 里親トレーニング講座(3回、延べ14名参加)の開催。
		 こども家庭課	児童を委託している里親等への訪問支援等	・里親サロン、情報交換会の開催	○里親サロン(22回、延べ104名参加)の開催。
				・里親に対するレスパイトケアの実施	○レスパイトケアの実施(実施回数11回)。
				・児童福祉司による継続的支援の実施	○児童を委託している里親への家庭訪問等による継続支援の実施(延べ245回)。
3 被虐待児等へのケアの充実					
①児童養護施設等におけるケア機能の充実	施設設置者	こども家庭課	児童福祉施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推 進(新)	新児童福祉施設の機能強化・多機能化等に向けた施設との検討及び調整を 実施	○小規模グループケア数 12施設○地域小規模児童養護施設数 5施設○一時保護実施施設数 1施設○職業指導員配置施設数 1施設○自立支援担当職員 1施設○心理療法担当職員配置施設数 7施設
	県	こども家庭課	施設職員の資質向上	・児童養護施設等職員キャリアアップ研修の実施	○奈良県児童養護施設連盟に事業委託。 被措置児童虐待防止のための基礎講座、奈良県権利擁護を考える会の取り組み、全 国児童養護施設協議会としての被措置児童虐待への取り組みに関する研修会を開 催(4回、延べ153名参加)。
4 家族の再統合、子どもの自立への支援					
①家族の再統合に向けた支援	県	こども家庭課	家族再統合プログラム等を活用した保護者支援	・こども家庭相談センターにおける家族療法対応職員の配置	○家族療法対応職員を1名配置。
				・家族再統合のためのペアレント・トレーニングの活用	○家族再統合に向けた保護者指導にペアレント・トレーニングを活用。
				・家庭復帰前の児童の保護者に対する家族再統合プログラムの実施	○家族再統合プログラムを5件実施。
②家庭復帰後の支援・見守り体制の充実	県·市町村	こども家庭課	県と市町村の連携による見守り体制の強化	・こども家庭相談センターから市町村(要対協)への情報提供・情報共有の徹底	○一時保護所及び施設等から親または親族宅に家庭復帰した事例のうち、(49.5)%で個別ケース検討会議を実施し、市町村要対協との情報共有を図った。
				・家族再統合に向けた個別ケース検討会議、家族応援会議の実施	○一時保護所及び施設等から親または親族宅に家庭復帰した事例のうち、(5.3%)で 当事者家族を交えた家族応援会議実施し、家庭復帰後の支援計画を作成。
③ 施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実(新)	県・施設設置者	こども家庭課	入所児童等に対するライフストーリーワーク等の実施(新)	新児童福祉施設等に入所する児童に対してライフストーリーワークを実施	○施設入所児童に対してライフストーリーワークを実施。実施人数12人、セッション延べ89回を実施。
一回		1			「権利擁護を考える会(参加機関:児童養護施設、ファミリーホーム、児相、自立支援
● 地政守の八川 元里に刈りるインケノ・日 五又振り 元美(新)	県•施設設置者	こども家庭課		て児童の権利擁護を保障する取組の検討や学習を実施	サポート機関)」において、権利ノートの内容に関することや、被措置児童の家庭復帰に向けたチェックリストの作成について検討(R3:11回実施)した。
③ 施設等の人所児童に対するインケア・自立文接の允美(新) ④ 施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充			施設等退所児の交流促進	で児童の権利擁護を保障する取組の検討や学習を実施・施設等を退所した児童が集う各種イベントの実施・里親家庭及び養護施設等を退所した人達が交流する親睦会やイベントの開	
		こども家庭課		・施設等を退所した児童が集う各種イベントの実施	に向けたチェックリストの作成について検討(R3:11回実施)した。 ○NPO法人おかえり主催による、里親又は養護施設を巣立った人が集う親睦会及び

項目	実施主体	担当課	具体的行動	令和3年度 取組内容	令和3年度 実績
(施策の柱 V) 子どもと家庭を支援する体制づくり					
1 県、市町村、関係機関の多機関による連携体制の充実・強	化				
① 福祉・保健・教育、警察、司法等の児童虐待に関わる機関との連携強化	県	こども家庭課	警察、市町村、こども家庭相談センターとの連携促進 (臨検・捜索・立入調査等に係る連携)	・警察と関係機関の連携を図るため「児童虐待事案対応合同研修」の実施	○警察、こども家庭相談センター、市町村要対協等の児童虐待対応にあたる職員、35名参加(1月13日実施)。コロナ禍により密を避けるため市町村要対協の職員は不参加。模擬事例をもとに、立入調査、臨検捜索に係る対応の流れと役割を、実践的なロールプレイ方式で確認する予定を変更し、ケーススタディーを実施。
	県	こども家庭課	警察、司法、こども家庭相談センターとの連携促進 (虐待を受けた子どもの心理的負担軽減に係る連携)	・性的虐待等を受けた児童への聞き取りにおいて、児童の心理的負担を軽減 するための連携の強化	○ケースに応じて、検察、警察、こども家庭相談センターが対応を協議して聞き取りを 実施。
	市町村	こども家庭課	保育・教育機関との連携促進	等)	○39市町村が未所属児童の実態調査を行い、保育機関等と連携し養育状況の現認等を実施。
				・要対協ネットワーク会議(個別ケース検討会議)等における情報の共有	○個別ケース検討会議を計978回開催し、各関係機関との連携を実施。
	市町村	こども家庭課	医療機関との連携促進	・特定妊婦把握等における産婦人科医療機関との連携の強化 ・保護者が精神的に不安定な家庭の支援における精神科医療機関との連携	○ケースに応じて医療機関に情報提供等を依頼し支援に活用。 ○「【通知】児童福祉法25条の3第1項の規定に基づき医療機関等への調査等で連携する際の留意事項について(R4.2.17)」を県内市町村及び児童相談所に発出し、
				の強化	医療機関との円滑な連携を促進。
	市町村	健康推進課	母子保健・児童福祉部門の連携促進	・子育て世代包括支援センター設置運営に向けた市町村支援	令和4年4月当初で全市町村に子育て世代包括支援センターが設置された。
	 県 (市町村支援)	こども家庭課	母子保健・児童福祉部門の連携促進	・妊婦健診、乳幼児健診未受診家庭等への支援における連携の強化	○母子保健部門と児童福祉部門が必要に応じてカンファレンスを実施。
				・要対協ネットワーク会議(個別ケース検討会議)等における情報共有【再掲】	○個別ケース検討会議を計978回開催し、各関係機関との連携を実施。
	県 (市町村支援)	こども家庭課	保育・教育現場における虐待の理解促進	・母子保健・児童福祉担当職員の合同研修の実施	○予期しない・思いがけない妊娠相談対応力向上研修(2日間)を実施。 ○教職員向けに児童虐待に関する研修を8回、延べ665名に対して実施。
	県 (市町村支援)	奈良っ子はぐくみ課	保育所・放課後児童クラブにおける虐待の理解促進	実施	・中堅保育士等を対象としたキャリアップ研修における「保護者支援・子育て支援分野」で、虐待予防の内容にかかる研修を実施(受講者数:287名) ・児童館・放課後児童クラブ職員等向け研修会は新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし
	県	十 教育研究所	教員研修における虐待の理解促進	・初任者(幼・小・中・高・特)を対象とした児童虐待についての研修の実施	228名の参加があった。
		3(13/)(1/2)		・採用4~11年目の教職員(幼・小・中・高・特)を対象とした児童虐待につい ての研修の実施	158名の参加があった
				・新任教頭を対象とした児童虐待についての研修の実施	87名の参加があった
				・希望する教職員を対象とした児童虐待についての研修の実施	28名の参加があった。
	県	教育研究所	学校における虐待の理解促進	・学校等へのスクールソーシャルワーカー等の派遣	・県内公立学校等109校(園)に派遣
	 県	こども家庭課	医療機関における虐待の理解促進	・医師・歯科医師向け対応マニュアルを活用した研修の実施	○ケースに応じて医療機関に情報提供等を依頼し支援に活用。
				・特定妊婦把握等における産婦人科医療機関との連携のあり方の検討	
				・保護者が精神的に不安定な家庭の支援における精神科医療機関との連携 のあり方の検討	
	県	こども家庭課	配偶者暴力相談支援センター等における虐待の理解促進と連携 (新)	新児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携	○毎週開催されている児童相談所の援助方針会議に配偶者暴力相談支援センターの職員が参加し、そのなかで児童虐待やDV事例を共有し、連携を図っている。
② 県と市町村の役割分担	県•市町村	こども家庭課	県と市町村の役割分担の確認と徹底	・要対協実務マニュアルにおける役割分担の確認と周知徹底 ・個別ケースにおける連携方法(主担当・副担当)の確認と周知徹底	○県が主催する研修及び市町村が開催する要対協実務者会議等で役割分担の確認 及び周知徹底。
			個別ケース検討会議の実施基準、転居時等の情報提供方法等の		○アクションプラン調査時に実施基準やルールについて周知し、取組状況について
③情報共有に関するルールの共通化(新)	県	こども家庭課	ルール化し関係機関と共有(新)		確認。
	(市町村支援)				○NW会議で「要保護児童等に関する情報共有システム」について周知。
④ 県と市町村との連携強化	県 (市町村支援)	こども家庭課	県と市町村との人的交流を通した連携促進	・市町村及び児童相談所における機能と役割の相互理解と人的交流の促進	○1市(奈良市)の職員23名が児童相談所に実習で参加。

項 目	実施主体	担当課	具体的行動	令和3年度 取組内容	令和3年度 実績
2 市町村の組織体制の充実・強化					
① 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進(新)	市町村	女性活躍推進課	市町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進研修の実施(新)	新市町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進を図る研修会及び市町村への 相談支援を実施	・ヤングケアラー支援者養成及び関係機関連携研修会 令和3年9月6日開催 ・市町村子ども家庭総合支援拠点設置推進研修会 令和3年11月22日開催
② 虐待相談対応の組織・体制の整備	市町村	こども家庭課	虐待相談対応職員・家庭児童相談員の適正配置	・市町村における児童虐待相談対応職員の適正な配置	○4市4町1村が新たに児童虐待担当職員を増員。
				・家庭児童相談員の適正な配置	○17市町村が家庭児童相談員を配置。
③ 職員の専門性の向上	市町村	こども家庭課	専門性を向上させるための研修の実施・参加	・市町村主催研修の実施	○8市町が要対協構成機関職員向けの研修会を開催。
Í				・国・県等が実施する研修の受講	○31市町村が県主催の研修に参加。
	県 (市町村支援)	2 13 7 (24 174 3H)	市町村職員等を対象とした研修の実施	・児童虐待対応にかかる基礎的な研修の実施	○「児童虐待への対応」という研修テーマで講義と演習を実施。
				・要対協実務マニュアル活用研修の実施【再掲】	○要対協構成機関職員(21市町村)を対象とした研修を実施。
	県 (市町村支援)	こども家庭課	市町村要対協調整機関における専門職を対象とした義務研修の実施	・「要保護児童対策調整機関の担当者研修」の実施	○7日間(18コマ:36.5時間)に渡る義務研修を実施し、延べ276名参加。
	(川西) 竹 文版				○義務研修の全てのカリキュラムを受講した26名に修了証を公布。
Í	県	こども家庭課	市町村支援のための体制強化	・こども家庭相談センターにおける市町村支援担当職員の配置	○県こども家庭相談センターに関係機関支援担当職員2名、補助職員1名を配置。
Í	(市町村支援)			・市町村へのスーパーアドバイスチームの派遣	○市町村要対協関係機関におけるスーパーアドバイスチームの活用(3回)。
				・市町村への定期巡回相談等の実施	○実務者会議への出席(187回)。
④ 相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援(新)	県	こども家庭課	市町村における相談支援体制の実態調査と支援の実施(新)	新市町村要対協調整機関における専門職配置状況の調査の実施	○県内39市町村に配置(社会福祉士、保健師、保育士等の専門性を有する職員 等)。
① 虐待相談対応の組織・体制の整備	県	こども家庭課	児童相談所における虐待相談対応職員の適正配置	・虐待対応等にあたる児童福祉司、保健師、医師、弁護士等の配置	○児童福祉司31名、保健師2名、弁護士5名、精神科医師2名を配置。
Í				・虐待相談に対応する心理担当職員の配置	○児童虐待相談に対応する心理担当職員1名を配置。
			児童相談所における職員の心身の負担軽減(新)	新職員の勤務状況の把握、所属長や上司との個別面談等による負担軽減の 実施	○上期・下期で1回ずつ全職員より所属長や上司が個別面談を実施し、勤務状況の 把握や業務の負担軽減に努めている。
②職員の専門性の向上	県	こども家庭課	専門性を向上させるための研修の実施	・専門対応力向上にかかる研修の実施	○児童福祉司任用前講習会(7日間) ○児童福祉司任用為研修(5日間)
				・県職員を対象としたスキル向上のための研修の実施(基礎編、分野別実務	○児童福祉司任用後研修(5日間)
		こども家庭課	国等が実施する専門研修への参加	・児童福祉司資格認定通信課程の受講	○昨年度、受講対象者なし。
				・国等が開催する児童虐待専門研修等の受講	○各種外部研修に参加。
	県	こども家庭課	スーパーアドバイスチーム活用による専門性の向上	・こども家庭相談センターにおける困難事例等に対するスーパーアドバイス チームの活用	○県こども家庭相談センターにおけるスーパーアドバイスチームの活用(0回)。
		こども家庭課	市町村研修担当職員や里親支援員等の職員の拡充	・市町村支援及び里親支援にあたる児童福祉司等の職員配置の推進	○職員配置・拡充に向けて人材確保対策事業(就職サイトの活用、業務説明会)を実施。

※上記のうち「新」と示した項目は、【新規設定】した項目
※上記のうち「再掲」と示した項目は、【再掲】項目